# 豊橋市こども発達センター医科用電子カルテシステム再構築等業務委託 業務仕様書

本仕様書は、豊橋市こども発達センター(以下、「センター」という。)が調達する医科 用電子カルテシステム(以下、「本システム」という。)の、再構築等業務にかかる仕様を 定めたものである。

# 1. 業務名

豊橋市こども発達センター医科用電子カルテシステム再構築等業務(以下「本業務」という。)

## 2. 目的

センターの診療にかかる業務(受付、診察、オーダ、実施、予約、会計)において、システムや機器の更新を図ることで、作業の省力化、処理の迅速化、正確化を図り、事務処理の効率化を進めるとともに、受付、診療、会計等にかかる業務の正確性や待ち時間の短縮等により、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

## 3. 業務期間

契約日から令和8年3月31日(火)

※ 但し、新システム稼働日は令和8年3月1日(日)

# 4. 業務場所

豊橋市が指定する場所

## 5. 対象業務の概要

- (1) 電子カルテシステムに関する全ての業務
- (2) オーダリングシステムに関する全ての業務
- (3) 医事会計システムに関する全ての業務
- (4) リハビリ部門システムに関する全ての業務
- (5) 他業務連携

# 6. 業務内容

システム構築にあたっては、パッケージを基本とし、センターのこどもの成長・発達を 支援する業務の特性を鑑み必要な要件定義を行い、新規導入システム、既存システム、接 続機器との連携等にかかる一連の開発(改修を含む)作業及び各種試験等、システム構築・ 運用支援/運用引継ぎ、現行システムから新システムへのデータ移行等にかかる一連の 必要な作業を行うものとする。

なお、本業務において、より効果的な運用と経費の削減、業務全体での最適化を考慮したシステムを目指すものとし、本仕様書で明記されていない事項であってもシステム全体の構築に必要と認められる作業については行うものとする。

## 7. 本業務範囲

### (1) プロジェクト管理業務

本業務の開始にあたっては、契約締結後2週間以内に実施計画書を提出すること。 実施計画書に記載のマスタスケジュール、詳細スケジュールなどを用いて進捗状況 を管理し、業務の進め方や設計に必要な会議及び打合せを併せて実施し管理する。

また、リスク管理方法及び疑義が生じた場合のやり取り方法など、受託者の方針を具体的に記述した計画書を作成し、豊橋市と協議により合意した内容とすること。

# (2) システム開発業務

- ① システム開発にあたっては、本仕様書、機能要件確認表、提案書に基づき設計及 びシステム開発を行うこと。
- ② 本仕様書、機能要件確認表及び提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本仕様書、機能要件確認表、提案書の順にその解釈が優先されるものとする。
- ③ 前項の規定にかかわらず、提案書にて本仕様書及び機能要件確認表を上回る水準が提案されている場合は、提案書に示された水準によるものとする。
- ④ 帳票については、現システムのものを引き継ぐものとする。出力様式について疑 義が生じた場合は、豊橋市と協議を行うこと。
- ⑤ 開発にあたっては使用形態を十分に考慮したうえでコストパフォーマンスに優れたシステムを構築するとともに、長期的な運用に耐え、維持管理費用が低廉になるようライフサイクルコストを考慮すること。

## (3) 導入・調整及びテスト業務

サーバOS及びネットワークの設定をはじめ、システム稼働に必要な環境設定及び テストを行うこと。導入、調整及びテストは、受託者の責任において実施し、日程及 び方法等については計画書を作成し、豊橋市と協議すること。なお、テストは合格が 得られるまで繰り返し行い、不具合等を解消すること。

# (4) 稼働支援業務

本システムの導入稼働にあたり、研修業務、稼働支援を行うため、計画書を作成し、豊橋市と協議すること。

### (5)機器等導入・機器導入支援業務

本システムの運用に必要なハードウェア及びソフトウェアの導入及び導入支援作業 を行うこと。

(6) 開発・運用ドキュメント作成業務

本システムの稼働及び運用にあたり、ドキュメント類の作成を行うこと。

### (7) その他

(1)から(6)に該当しない業務でも本システムの正常稼働のために必要なものがある場合には、これを本業務の範囲とする。

## 8. データ移行業務

### (1) データ移行条件

- ① データ移行については、現行システムで管理しているデータを本業務で構築する システムへ全て移行すること。
- ② データ移行にあたってはデータ移行計画書及びデータ移行手順書を作成し、契約 締結後 2 週間以内に提出すること。
- ③ 現行システムのデータ抽出、データ移行作業は受託者が実施すること。
- ④ 現行システム事業者によるデータ抽出が必要な場合は、抽出に係る費用は受託者 が負担するものとする。データ抽出を行うスケジュールやデータ内容等の確認協 議は、豊橋市及び現行システム事業者を含め協議の上で行うものとする。
- ⑤ 移行の対象となるデータは別紙1「移行対象データ」のとおりとする。
- ⑥ 電子カルテに保存されている付箋・診察記事・スキャナデータ・文書データは、 その形式にかかわらず全て移行すること。
- ⑦ 移行した処方オーダーは、次期システムにおける処方オーダーのDO入力用として利活用できること。
- ⑧ 移行した診療予約情報は未来日分が全て含まれること。
- ⑨ データ移行に際しては、センターに負担がかからないよう、短期間で確実に移行を完了すること。
- ⑩ 移行に伴うシステム停止は、原則日曜日及び月曜日に行うこと。
- ① 患者データは、センター外へ持ち出ししないこと。

#### (2)後継システムへのデータ移行業務

① 本業務で構築するシステムのデータはすべて豊橋市が権利を有する。契約満了により令和13年度以降に更新予定のシステム(以下、後継システムという)へデータ移行できるよう、CSV等汎用フォーマットでデータ抽出ができること。なお、当該データ抽出作業は本業務受託者が行うものとする。

また、後継システムへの更新時には、抽出されたデータの仕様について、電子ファイル及び紙媒体で提出すること。提出期限は、豊橋市、本業務受託者及び後継システム受託者で協議の上、豊橋市が指定する期日とする。

なお、再リースにより契約満了日が延長された場合、抽出作業は再リース契約満 了に併せて延期するものとする。 ② ①の作業にかかる一切の費用は、本業務受託者の負担とする。

## (3) その他業務

- ① 本システム稼動後、移行データに何らかの漏れが判明した場合、受託者は、その 原因を文書にて明確にすること。
- ② ①の原因が受託者にある場合は、受託者は責任を持ってそれを補うこと。
- ③ 60か月経過後の次期更新の際に円滑な移行を行うため、完成システムに関わる 資料を提供すること。

### 9. ハードウェア条件

本システムが良好に動作するサーバ、クライアント、周辺機器で構成し、運用する。

#### (1) サーバ群

- ① 本システム用サーバ群は、電子カルテシステムサーバ、医事会計システムサーバ、 リハビリシステムサーバ及び現行システム参照用サーバで構成される。
- ② システムが適切に動作し、登録したデータが消失することのない環境を構築すること。
- ③ 一般的なサーバの運用管理を行える構成の機器等を納入すること。
- ④ 納入する全てのサーバおよびストレージ等は、豊橋市の指定する場所にサーバラックに搭載して設置すること。サーバ機器を搭載するための必要なラックは、本見積に含めること。
- ⑤ サーバラックは耐震性を考慮すること。必要となる電源容量と発熱量を豊橋市へ 提示すること。電源工事等は豊橋市が実施する。
- ⑥ サーバラック内の構成等については、豊橋市担当者と十分協議を行うこと。サーバスペックは、稼働後5年間のセンター業務に支障をきたさない機器・ソフトウェアを提案すること。
- ⑦ サーバ用のディスプレイ・キーボード・マウス・KVMスイッチを納入し、ラック内のすべてのサーバで、ディスプレイ・キーボード・マウスを共用できること。
- ⑧ 電子カルテ運用に必要な各種サーバ機能を構築すること。また、サーバの主要な 部品(ハードディスク、電源ユニット、ネットワークボード等)は冗長化を行う こと。

#### (2) クライアント及び周辺機器類

- ① 本システムのクライアント機器(電子カルテ用端末、電子カルテ及び医事会計兼 用端末、リハビリ及び医事会計兼用端末、電子カルテ、リハビリ及び医事会計兼 用端末)およびその他周辺機器の構成とする。
- ② 各端末の作業について任意の業務機能が同時かつ安定して動作でき、契約期間 5 年間でレスポンスが遅くならないようなスペックを考慮し、診療所であるため静

音性についても十分配慮すること。

- ③ 各端末・機器の設置場所は豊橋市と協議し決定すること。
- ④ 電子カルテシステムと医事会計システムは、同一端末で動作すること。
- ⑤ 端末には標準で5年保守(オンサイト保守)をつけること。
- ⑥ 機器台数及び諸元
- 以下仕様相当以上の機器を指定の台数通り導入すること。
- a. サーバ(電子カルテシステム、医事会計システム、リハビリ部門システム)

数量:1式

# 【仕様】

- CPU: Xeon G 5418Y 2.0GHz 1P24C CPU 1個
- ・メモリ: 32GB 2Rx8 PC5-4800B-R Smart 4枚
- ・ストレージ: 1.8TB SAS 12G 10Krpm SFF BC 512e HDD 7台
- ・光学ドライブ: SATA DVD-ROMドライブ 1個
- ・OS: Windows Server 2022 Standard(クライアントアクセスライセンス含む)
- UPS: 1200VA 1台
- ・バックアップ(NAS)サーバ

16TBモデル 数量:2式

8TBモデル 数量:2式

4TBモデル 数量:1式

b. クライアント(デスクトップ型)

数量:25式

# 【仕様】

- CPU : Core i5-13500
- ・メモリ:8GB
- ・ストレージ: SSD 256GB
- ・モニタ: 21.5インチFHD
- OS: Windows 11 Pro
- Office LTSC Standard 2021
- ウィルス対策ソフト
- ・医療辞書ソフト
- c. クライアント(ノート型)

数量:18式

# 【仕様】

• CPU : Core i5-1335U

- ・メモリ:8GB
- ・ストレージ: SSD 256GB
- ・モニタ: 15.6インチFHD
- OS: Windows 11 Pro
- Office LTSC Standard 2021
- ウィルス対策ソフト
- ・ 医療辞書ソフト
- d. A4モノクロレーザプリンタ

数量:13式(本体+250枚増設トレイ)

## 【仕様】

- ・プリント速度 片面:43枚/分(A4縦送り)、両面:37枚/分(A4縦送り)
- ・給紙量 給紙トレイ 標準:550枚 増設:250枚、手差しトレイ:110枚
- •排紙量:250枚
- e. A3モノクロレーザプリンタ

数量: 3式

# 【仕様】

- ・プリント速度 片面:39枚/分(A4横送り)、両面:29枚/分(A4横送り)
- ・ 給紙量 給紙トレイ 標準:550枚 手差しトレイ:100枚
- •排紙量 550枚
- f. スキャナ(卓上型フラットベッドカラーイメージスキャナ)

数量:1式

## 【仕様】

- 両面
- · 光学解像度:600dpi
- ・読み取り解像度:50~9600dpi
- ・原稿サイズ: A3、B4、A4、B5、A5、B6、A6、はがき、リーガル、USレター
- ・給紙容量:200枚
- · 読取速度 片面: 40枚/分 両面: 80面/分
- 10. ソフトウェア
- (1) 全システム共通
  - ① 各端末には、台数分のOffice Standardとセキュリティソフト及び医療辞書を準備すること。

- ② その他、必要なソフトウェア、ライセンスがあれば含めること。
- (2) 電子カルテシステムについて
  - ① パッケージシステムであること。
  - ② 提案する電子カルテシステムは、療育型施設に対して導入実績があること。導入 実績のあるシステムの後継バージョンでも可とする。
  - ③ 提案する電子カルテシステムは、精神科を有している施設に対しての導入実績が あること。導入実績のあるシステムの後継バージョンでも可とする。
  - ④ 診療報酬改定に速やかに対応できること。
  - ⑤ データの二次利用を想定しているため、電子カルテのDB (データベースレイアウト、テーブルレイアウト、データ構造等) が公開可能であること。 更に簡単に職員がデータ抽出し利用できるDWHシステムもDB公開とは別に機能を有すること。
  - ⑥ ユーザフォーラムを開催してユーザの要望事項や意見交換の場を設けること。
  - ⑦ 生活歴の情報が外来患者一覧で参照可能であること。
  - ⑧ 生活歴の一覧表示画面において年齢以外に西暦を表示すること。
  - ⑨ カルテ記載時点での患者年齢を診療記録に保存すること。
  - ⑩ 現行システムの参照環境を用意すること。提案する電子カルテシステムの端末から現行システムが参照できること。

## (3) 医事会計システム

- ① 現行の医事会計システム(HAPPY RAPPORT)と同様の機能を有すること。
- ② パッケージシステムであること。
- ③ 現行の医事会計システム (HAPPY RAPPORT) と同様にキーボードだけでも操作が 行えること。
- ④ 複数の業務・機能を同時に操作できること。(マルチ業務機能) 例)診療会計中に、患者保険追加を行うなど。
- ⑤ レセプト、統計処理は集計レスであること。
- ⑥ 点数マスタの世代管理が無制限であること。
- ⑦ レセプト債権管理によりレセプト傾向分析ができること。
- ⑧ 統計は紙出力、CSVデータ出力、画面イメージ出力ができること。
- ⑨ レセプト画面イメージ表示ができること。
- ⑩ 未収金・督促管理ができること。
- ① 医事会計データの二次利用が出来るように医事会計専用のDWHシステムの機能を有すること。
- ② 現行のネットワークの仕組みを継続利用すること。
- ⑤ レセプト専用チェックシステムと連携し、会計時にリアルタイムなチェックがで

きること。

- ④ チェック項目は53,000項目程度のチェックが可能で、診療報酬改定に対応すること。
- ⑤ 外来領収書・請求書は、患者サービス維持の点から、現行のレイアウトにあわせること。

## (4) ネットワーク機器類

- ① 各機器の設置場所は、豊橋市と協議し決定すること。
- ② 現在、センターに設置されている機器は下表のとおりである。

分類名称	機器名	台数
HUB	APC Smart-UPS 750 LCD 100V	3
HUB	AT-x530-28GTXm-Z5 レイヤ・3 スイッチ	1
HUB	AT-SG230-28GT レイヤ―2 インテリジェント・スイッチ	8

③ 現行のネットワーク機器を本システム更新後も継続して使用する予定のため、提 案ベンダーは現行のネットワーク機器に対する保守業務を継続すること。対応で きない場合、ネットワーク機器の更新および新たなネットワーク構築を含めた提 案をすること。

## 11. セキュリティ管理

(1) セキュリティ管理の基本的な考え方

本システムは個人情報を取り扱うことになり、より高いレベルのセキュリティ対策が必要であるため、個人情報の保護に関する法律などの関係法令および豊橋市情報セキュリティに関する基本方針に充分に配慮したシステムを構築すること。

### (2) セキュリティ対策

① パスワードによるアクセス制限

本システム業務端末からシステムを利用するには、パスワード等の認証を必要とする。またシステムにおいてはIDごとに操作できる機能・権限を設定可能とする。

② ウィルス対策

サーバ及びクライアントにはウィルス対策ソフトを導入し、5年分は更新できるライセンスを有すること。

③ 個人情報漏洩対策

外部持出可能な媒体からの個人情報漏洩を防ぐためにUSB等の外部媒体の各ポートの使用を制限する機能を用意すること。ただし、USB、PCカードは機器ごとに有効/無効の設定を可能とし、業務上必要な機器を接続しつつ、セキュリティを低下させる恐れのあるデバイス等を無効にすることを可能とすること。

④ ランサムウェア対策

構築するシステムにはランサムウェアに関する対策を用意すること。

## (3) セキュリティ対策(機器関連)

日常的な保守・管理に専任の職員を必要としない機器であるとともに、災害・停電・機器トラブル時における復旧体制を整え、バックアップ対策、及びデータの損失・破壊の予防策があること。またメンテナンスについては日常的に迅速に応じられる体制があること。

### 12.システム稼働支援

#### (1) 研修

- ① システム導入時には本稼動前に職員等が自由に操作練習できる環境を用意すること。
- ② 職員等が、業務の操作を問題なく習得できるよう、十分な操作研修を実施すること。 実施回数及び場所については、豊橋市と協議すること。
- ③ システムの運用管理に携わる職員等の運用に関する研修を実施すること。

### (2) リハーサル

- ① リハーサルは以下の回数を予定している。それにかかる支援費用・シナリオ作成 支援を含むこと。
  - ・外来全体リハーサル 2回 部門リハーサル 部門毎各1回

## (3) 稼働支援

① システムの稼動に伴う運用支援を実施すること。

本稼働立会いは、診療日の2週間とする。

- ・受託業者の技術者が外来各所に待機し、問合せなどに即時対応すること。
- ・医事会計システムの稼働立会については、中間レセプトと本レセプトの立会い を見積に含めること。

## 13. 開発・運用ドキュメント作成業務

本システムの稼働及び運用にあたり、以下のドキュメント類の作成を行う。

なお、ドキュメント類は全て日本語表記のものとする。また以下に示す以外のドキュメント類が必要な場合には、本業務の範囲として作成すること。

- ① 基本設計書
- ② テスト計画書及びテスト結果報告書
- ③ 操作マニュアル(担当者が実務で使用する詳細なもの)
- ④ 業務マニュアル (担当者が実務で使用する簡易なもの)

## 15. 成果物

成果物は、以下の「成果物リスト」の定めにより、適時、遅滞なく提出しなければならない。 【成果物リスト】

品名	提出期限	電子媒体	紙媒体
業務計画書 (実施計画書・データ移行計画書・データ移行計画書・データ移行手順書)	契約後2週間以內	1 部	2 部
基本設計書	令和7年5月30日	1 部	2 部
データ移行設計書	令和7年5月30日	1 部	2 部
システム運用・開発設計書	令和7年5月30日	1 部	2 部
システム連携設計書	令和7年5月30日	1 部	2 部
操作マニュアル	令和7年10月31日	1 部	5 部
研修テキスト	令和7年10月31日	1 部	受講者分
データ移行結果報告書	令和8年2月28日	1 部	2 部
移行データ分析結果報告書	令和8年2月28日	1 部	2 部
システム連携結果報告書	令和8年2月28日	1 部	2 部
システム運用結果報告書	令和8年2月28日	1 部	2 部
システム運用・保守計画書	令和8年2月28日	1 部	2 部
システム手順書	令和8年2月28日	1 部	2 部
業務完了報告書	令和8年3月31日		1 部
議事録	会議終了後1週間以内	1 部	2 部

- ① 製本については A4 ファイルに綴じて納品すること。
- ② 電子媒体 (CD-R等) に格納する電子データについてはMicrosoft社製のWord、Excel、PowerPointで利用できるもので作成すること。

# 16. 保守

- ① 連絡を一括して受け付ける窓口を設置し、24時間365日保守対応すること。
- ② 電子カルテ稼働後のサポートもプロジェクトマネージャーやリーダーが対応すること。
- ③ 現地対応が必要な場合、豊橋市内の拠点より訪問し、現地対応を行うこと。
- ④ ソフトウェアの障害は、リモート回線による遠隔操作、ハードウェアの障害についてはオンサイトを基本として速やか復旧作業を行うこと。
- ⑤ 診療報酬改定に関する保守費用については、医科用電子カルテシステム再構築等業務の見積費用に含めず、電子カルテシステム運用保守業務の見積費用に含めること。

# 【移行対象データ】

- ■電子カルテシステム データ移行範囲
- ・電子カルテシステムは以下に示す範囲でデータ移行を行うこと。
- ・全てのデータを既存システム稼働時から更新直前まで電子的に移行すること。
- ・電子的な移行が不可能な場合は、データ入力要員を確保のうえ入力すること。
- ・電子的な方法以外で移行したデータは、必ず2人以上で確認し報告書に取りまとめ提出すること

12 1 No 3000 [2500] 1 D 10 0 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1					
作業内容	移行期間	移行方式	詳細内容		
診療予約	過去1年分 未来分	一括移行	診療科、依頼医師、予約科目、予約日時、予約コメント		
処方オーダ	過去5年 分未来分	一括移行	処方区分、院内外区分、診療科、依頼医師、開始日、 終了日、用法、用法コメント、薬剤、薬剤コメント、 用量、一包化、別包、粉砕、混用、不均等		
患者プロ ファイル	最新全件	一括移行	身長、体重、血液型、薬剤禁忌、食物禁忌、感染症、 障害情報		
診察記事	全件	一括移行	シェーマ画像、貼り付け画像は移行対象外		
文書 (EXCEL)	全件	一括移行	文書オーダで作成した文書 (EXCEL)		
付箋	全件	一括移行	付箋情報		

#### ■医事会計システム データ移行範囲

- ・下表に示す移行項目について既存システム稼働時から更新直前までを電子的に移行すること。
- ・移行したデータによりDο入力が行えること。
- ・電子的な移行が不可能な場合は、データ入力要員を確保のうえ入力すること。
- ・電子的な方法以外で移行したデータは、必ず2人以上で確認し報告書に取りまとめ提出すること

			公ず2人以上で確認し報告書に取りまとめ提出すること。
移行項目	移行範囲	移行方式	条件
患者基本情報	全データ	一括移行	
患者保険情報	全データ	一括移行	
患者病名情報	全データ	一括移行	
算定履歴情報	全データ	一括移行	指導料などの算定管理情報
科別最終 来院履歴 情報	全データ	一括移行	
診療情報	全データ	一括移行	過去の診療データも移行し、レセプトの状態で出力ができること。移行したデータによりDο入力が行えること
請求履歴情報	全データ	一括移行	未収金、預り金を含むこと
点数マスタ	全データ	一括移行	
病名マスタ	全データ	一括移行	
地区マスタ	全データ	一括移行	
職員マスタ	全データ	一括移行	
予約マスタ	全データ	一括移行	
保険者マスタ	全データ	一括移行	
総括表データ	全データ	一括移行	過誤や再請求などのレセプト債権データを含む
日次統計データ	全データ	一括移行	過去の日次統計データが出力できること
月次統計データ	全データ	一括移行	過去の月次統計データが出力できること